

平成23年12月第5回八街市議会定例会会議録（第5号）

.....

1. 開議 平成23年12月9日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 長谷川 健 介
- 2番 鈴木 広 美
- 3番 服 部 雅 恵
- 4番 小 菅 耕 二
- 5番 小 山 栄 治
- 6番 木 村 利 晴
- 7番 石 井 孝 昭
- 8番 桜 田 秀 雄
- 9番 林 修 三
- 10番 山 口 孝 弘
- 11番 小 高 良 則
- 12番 川 上 雄 次
- 13番 中 田 眞 司
- 14番 古 場 正 春
- 15番 林 政 男
- 16番 新 宅 雅 子
- 17番 加 藤 弘
- 18番 京 増 藤 江
- 19番 右 山 正 美
- 20番 丸 山 わき子
- 21番 湯 浅 祐 徳
- 22番 鯨 井 眞佐子

.....

1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

- | | | | |
|---|-----|---|---------|
| 市 | | 長 | 北 村 新 司 |
| 副 | 市 | 長 | 高 橋 一 夫 |
| 教 | 育 | 長 | 川 島 澄 男 |
| 総 | 務 部 | 長 | 浅 羽 芳 明 |
| 市 | 民 部 | 長 | 加 藤 多久美 |

+

市民部参事(事) 国保年金課長	石 毛 勝
経 済 環 境 部 長	中 村 治 幸
建 設 部 長	糸 久 博 之
会 計 管 理 者	江 澤 弘 次
教育委員会教育次長	長谷川 淳 一
農業委員会事務局長	藤 崎 康 雄
選挙管理委員会事務局長	小 出 聰 一
監 査 委 員 事 務 局 長	麻 生 和 敏
財 政 課 長	吉 田 一 郎
介 護 保 険 課 長	宮 崎 充
下 水 道 課 長	藏 村 隆 雄
水 道 課 長	醍 醐 文 一
学校給食センター所長	石 川 孝 夫
総務部参事(事) 総務課長	小 出 聰 一
厚 生 課 長	石 川 良 道
農 政 課 長	加 瀬 芳 之
建設部参事(事) 道路河川課長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

+

+

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	森 田 隆 之
副 主 幹	廣 森 孝 江
主 査	小 川 正 一
主 査 補	吉 田 美 恵 子
主 査 補	須 賀 澤 勲

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程 (第5号)

平成23年12月9日(金) 午前10時開議

- 日程第1 議案第2号から議案第12号
 請願第23-4号
 質疑、委員会付託
- 日程第2 休会の件

○議長（鯨井眞佐子君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1、議案第2号から議案第12号及び請願第23-4号を一括議題とします。

これから、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、質疑を許します。

なお、会議規則第55条により、発言はすべて簡明にし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならず、質疑にあたっては、自己の意見は述べることはできません。

また、会議規則第56条、第57条及び議会運営に関する申し合わせにより、各議員の発言時間は答弁も含め40分以内とし、同一議題について一問一答、2回まででお願いします。

最初に、林修三議員の質疑を許します。

○林 修三君

それでは、私の方から議案第7号、平成23年度八街市一般会計補正予算中、幾つかお尋ねさせていただきます。

初めに、この補正予算書の32ページに4款2項2目塵芥処理費、ごみ処理に要する経費の計上についてということでお伺いしたいと思うんですが、一昨日のNHKのニュースでも取り上げられておりましたけれども、秋田県の小坂町、大館市東部の関東からのそういった焼却灰及び飛灰等につきましては、受け入れできないというような話のニュースがありまして、八街市もその中に入ることだと思うんですが、夏の暑いさなかから、部長さんや課長さん、市長も含めて、何回か、あちらに訪れて、そういった依頼をされていたようですが、ここへ来てそれができないと。もう一度、その辺の経緯についてお尋ねしたいと思います。

○経済環境部長（中村治幸君）

秋田県のエコシステムに八街市としましては、焼却飛灰を搬出しておったわけですが、今回の原発の事故によりまして、一部、県内の市が搬出した焼却飛灰から高濃度の放射性物質が検出されたということで、これは自治体側に問題はあると思いますが、八街市の場合には問題になる以前より自主的に検査をしておりました。それで、国の方が8千ベクレル以内については、埋め立てしても大丈夫だという基準を示す以前から、市では独自に検査をしておりまして、数量は把握しておりました。それについて、後ほど国の方の基準が示された中でも基準値以内だということで、搬出をしておったわけですが、一部、市の搬出したものから高濃度の放射性物質が検出されたということで、それが既に秋田県の大館市で中間処理をしまして、それを同じ秋田県の小坂町というところで埋め立てをしておりました。その高濃度のものについては、既に埋め立て処分が終了されたということで、秋田県の近隣市民の方が反対運動に動いたということで、この情報を得まして、私どもクリーンセンターの所長と私で先方の方にお伺いいたしまして、まず、八街市の搬出している今までの経緯、それから、この放射能に対する対応の仕方、これについて丁寧にご説明をさせていただきました。それ

で、先方では、私どものやり方については、大変理解をいただいていたと思います。それで、その後、再度、市長に同行いただきまして、先方の市長とお会いいただきました。先方の市長も再開に向けて努力をしていただけるというお約束をいただいたわけですが、その後、市民団体の方の運動が激しくなって、やはり市としても、それを容認することはなかなかできないということで止まっておったと。それで、搬入が止まる間にも八街市から秋田県に搬出された焼却灰がございます。それが、今回、新聞報道で出ておりますとおり、約8トンの飛灰が向こうに止め置いてあります。これにつきましては、各県内の市でも排出した灰が秋田県の大館市にとどまった状態で行っていました。それで、私どもの方に先月の下旬から先方の会社から依頼がございました。これについて返却したいと。私どもの方は当初は会社側からの要請を聞きまして、できればこれは、もう搬出したものなので、そちら側でほかの要するに系列会社でもいいので、そちらで処分していただきたいという要望はしておったんですが、内容をよくよく新聞報道等で確認しますと、やはり秋田県の市民の方たちが会社及び大館市に強い要望を出しております。それは、現在とどまっている、保管されている焼却灰を一刻も早く先方に引き渡して、とにかく放射能の危険を除去してほしいという要望書が市の方にも出されておりました。それで、私どもの方とすれば、この秋田県の大館市民の強い要望を考えますと、やはり基準値以内であっても処分できない状況の中では、市としても受け入れるのが妥当であろうということで、先方の方にはお伝えいたしました。

ただ、秋田県に搬出する経路が八街から陸送で新潟県に運びます。新潟県からJRの貨車で大館市にまいります。それで、保管されているのが貨車の状態でございますので、貨車のコンテナに保管されておるという状態で、これは他市のものと混じらないように、それぞれの市の名前が明記されたコンテナで保管されております。このコンテナごと返却したいという申し入れがきているので、これについては、コンテナで返却された場合に再度基準値以内ですから、他の処理会社との契約が整った場合でも、コンテナでの搬出はなかなか難しいということで、現地の方でフレコンバッグに入れ直して、それで返却をしていただきたいということで、現在、先方の会社において、その辺の技術的なやり方等を検討いただいております。

それで、その後、新聞報道を見ますと、受け入れについては再開はなかなか難しいのかなという形で、ほかのところの会社を探しておるといような状況でございます。

○林 修三君

一昨日のNHKでは、市川市なんかは200トンもあるということで、幸いに八街市は8トンということで、量的には、そんなに多くなかったということではありますけれども、それにしても、この時期に今までも焼却灰を八街ではされていたということではあっても、この時期に、それを返されたという、そのことの事実に対して市民はやはり若干の不安を感じるんじゃないかと、その辺のことについて、どう対応していくのかなと。その辺のお考えがあれば、お伺いしたいと思います。

○経済環境部長（中村治幸君）

幸いにして、市長答弁でもありましたとおり、現在、新たな処理会社との契約が整いました。それで、これにつきましては、福岡県の大牟田市にあります三池製錬という会社でございます。そちらの方で処理をできる契約が整いましたので、来週の月曜日、火曜日に第1便として搬出する予定でございます。現在、クリーンセンターの車庫にフレコンバッグで120袋、約3.6トンほど保管してございます。それで、大体1日フレコンバッグで30袋、2日間で60袋、今現在の保管してある約半分が来週の月曜日と火曜日に搬出できる予定でございます。その後、次の週に第2便として搬出を予定しております。

なお、この間、第1便を出しましてから、この議会の合間に、私とクリーンセンターの所長で現地福岡の大牟田市にまいりまして、処理工場の確認と、それから受け入れをしていただいた大牟田市の方にごあいさつに行きながら、4月以降についての受け入れ、現在は3月いっぱいまでの契約でございますので、4月以降の受け入れについても協議をしてまいりたいというふうに考えております。それで、4月以降につきましては、先般の一般質問でもお答え申し上げましたが、茨城県の鹿嶋市との受け入れについても協議済みでございます、年が明けてから契約という運びになるわけですが、今まで私どもの方も秋田県ということで、1本で契約をしておったんですが、こういう時代でございますので、4月以降については茨城県の鹿嶋市と、それから福岡県の大牟田市の二通りで継続して搬出していくと。それから焼却主灰については、埼玉県にあります会社と継続的にやっていきたいというような形で考えております。

なお、この秋田の方から戻されたこれにつきましては、やはり八街で検査しております数値をホームページ等でPRしながら、安全なもので、秋田県の大館市民のために八街市は返却を承諾したんだということをPRしてまいりたいというふうに考えております。

○林 修三君

ぜひ、ひとつ市民の不安は、私どももそのように努力しますけれども、よろしくお願いたいというふうに思います。

次に、農林水産業費、33ページにあります農業振興費の中に農産物地域ブランド化推進事業費ということで、今回、37万8千円を計上されています。この点につきまして、少し中身とか、詳しいことを教えてください。お願いいたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

これにつきましては、農産物のブランド化推進事業ということで、県の補助金を受けまして実施するものでございます。それで、これにつきましては、八街の小麦を使用して学校給食用のパンを提供しようということでございます。これにつきましては、先般行われました産業まつりでも、この八街産の小麦、ユメシホウという品種でございますが、これを使用したパンを試食していただくということで、2千個を無料配布して、ご意見をいろいろちょうだいしたところでございます。これにつきましては、いろいろ小麦のブレンドをする割合とか、いろいろ加工、パンとしての製品の課題等も若干あるようでして、これにつきましては、本年度、製粉会社あるいはパンの製造業者に開発として委託するものでございます。それが

主なものでございます。

それで、来年の小麦の収穫後から学校給食に使っていききたいというふうに考えております。

○林 修三君

そうすると、来年、実際に学校給食の方でテスト的にやってみるというようなことのように、今後の計画についてお伺いしようかと思いましたが、そういうことを含めて、もう一度、今後どういうことまで展望を期待しているのか、お伺いします。

○経済環境部長（中村治幸君）

来年の収穫後ということで、来年の夏休み以降、2学期から多分使用できるんじゃないかというように考えております。それで、これにつきましては、今まで事業としてやっておりました緑肥事業ということで、これは一部、ほこり対策にもつながるということで、小麦の種子の配布等を実施しておりました。これにつきましては、やはりこのユメシホウということ、これがもし実現されれば、このユメシホウの作付を推進しまして、八街だけに限らず、学校給食会等のご協力もいただいておりますので、できれば、これは千葉県内の小中学校給食で、すべて八街産の小麦が使用できるのかどうか。ただし、現在、契約されているいろいろな会社等の絡みもございますので、どこまで広げられるかは、今後の検討課題かと思いますが、八街産の小麦を使った学校給食のパンを広げていききたいというふうに考えております。

○林 修三君

学校給食に地産地消ということで、できるだけ八街の野菜について普及していただきたいということ、この間の一般質問でも申し上げましたし、各議員の願いも、その辺にありますので、ぜひ、この中にはユメシホウによるパンの学校給食供給連絡協議会という、そういう組織があるわけですから、そちらの方で積極的に取り組みをしていただいて、今、部長さんがおっしゃったようなことが県内にでも広がっていくようなことをご期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、教育委員会の社会教育費の中に、中央公民館整備事業費2千380万円、内容的には大会議室の耐震補強工事というようなことで計上されておりますけれども、この約5カ月間かかる耐震工事についてのその間の大会議室の利用に対する影響はないのかどうか、その辺をお伺いします。

○教育次長（長谷川淳一君）

大会議室の使用の影響というご質問でございますけれども、今回、大会議室、ステージ奥の部分、西側の壁を補強するという工事でございますので、この工法につきましては、使用に支障のないような工法ということで、極力、影響が出ないような形で工事を進めていくというふうに考えております。

○林 修三君

これは、耐震工事ですから、早急にやらなければいけないことで、それはやむを得ないと思うんですが、ただ、たまたま大会議室においては、先般も天井が落ちて、長い間ご不便をかけた。ご不便をかけたと私が言うのはおかしいですね。使えなかった状況がございま

す。したがいまして、この工事によって、また、そのようなことが、今ないということでご
ざいますけれども、そういうことがないようなことを市民にも啓発していただいて、安心し
て使えるようにお願いいたします。

○教育次長（長谷川淳一君）

大会議室につきましては、今回、繰越明許いただいて、来年24年度にかけて補強するど
いう工事を予定しておりますけれども、それ以外に建物内部にコンクリートブロックが多数
使用されておまして、その改修もあわせて行います。今回、補正予算でお願いした部分は
北棟と中棟の部分のコンクリートブロックの改修、軽量鉄骨に改修するんですけれども、そ
れにつきましては、特に使用に影響は出ないんですけれども、今後やり残した部分というこ
とで、南棟にやはりコンクリートブロックがあるんです。その改修が今後、25年度以降に
やる予定でございますので、そのときには、小中会議室については、使用をする期間はでき
ないような状況があるということをご理解いただきたいと思います。

○林 修三君

私が心配しているのは、先般の天井の工事によって利用できなかったということについて、
市民たちは理解しながらもやはり不便を感じたわけですよね。ですから、今度またそういう
ようなことで、耐震のための工事が起こって、それでまた、もしそういう迷惑をかけるよ
うなことがあれば、なんだよというようなことになっていきますので、その辺を十分注意し
ていただきたいなということにあわせまして、今、中棟、南棟ということがありましたけれど
も、南棟の耐震とか改修について、今、何かお持ちなんでしょうか。

○議長（鯨井眞佐子君）

林修三議員に申し上げます。会議規則第56条の規定により、質疑は同一議題について2
回を超えることはできません。

○林 修三君

途中で1回遮断されましたので、それで、私はおかしくなっちゃったんですけれども、も
し、そういうことであればやむを得ないんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（鯨井眞佐子君）

以上で、林修三議員の質疑を終了します。

次に、右山正美議員の質疑を許します。

○右山正美君

議案第3号ですけれども、指定管理者の指定について伺いますが、指定管理が決まったと
いうことで提案されているわけですが、要するに指定管理者制度というのは、いわゆ
る官から民へということで、そういった線に基づいて公の施設や公的業務を企業の営利事業
にゆだねるものである。まず、これが言えます。地方自治体の偏執に直結しかねないと、厳
しくこれまでも指摘をしてきたわけであります。福祉や教育、住民の日常生活に深く関わり
のある施設に営利を目的とする株式会社が参入したりしますと、住民のサービス低下がある
と。こういうことがあってはならないということは、本当に重要なことだと考えております。

福祉施設の管理運営はあくまで自治体が責任を持つべきだと思うんですけども、今回なぜ指定管理者に移行するのか。まず、その辺のところからお伺いをしたいと思います。

○市民部長（加藤多久美君）

お答え申し上げます。本障害者就労事業所の設置につきましては、右山議員ご存じのように平成22年9月議会におきまして、設置及び管理に関する条例を上程いたしまして、多数のもと可決をいただいたものでございます。その条例中に事業所の管理につきましては、指定管理者に行わせるものと規定されておりますので、議員ご承知のとおり、今回、指定管理者を公募しまして、その結果として、今回、指定管理者の議決をいただくということで、もう既に、そのときに本施設を指定管理者に導入するという趣旨については、るる当時の担当の方からご説明申し上げてあるところでございますが、再度、私の方から答弁をさせていただきたいと存じます。

なぜ、指定管理者を導入するかということですが、この障害者就労支援事業所では、主に精神障がい者を対象といたしました就労継続支援事業B型のサービス提供をする事業所を私どもは移転しておりまして、生活支援委員らの施設職員は通常の就労が難しい障がい者に就労の機会を与え、知識や能力の向上のため支援し、また、利用者の心身の状況、その置かれている環境の的確な把握に努め、利用者やその家族に対し、その相談に適切に応じ、必要な助言や援助を行うことになっておるところでございます。

このように、障害者支援事業所職員については、専門性が高く、多様な実務経験等が必要とされることを含め、民間の優れた経営ノウハウや技術、人材を活用いたしまして、サービスの向上、経費の削減を図ることを目的に、私どもとしては指定管理者制度を導入して、22年度の9月議会におきまして可決されたものでございます。以上でございます。

○右山正美君

確かに昨年の9月議会で可決されました。その中身について、これはその去年の9月議会も3号議案でした。また、今回も3号議案です。ちょうど同じなんですよ。これは関係ないけどね。就労移行の支援を実施する新体系の事業所へ移行すると。今、部長が答弁されたのは、就労継続支援B型事業と、異なっているんですよ。違うでしょう。だって、就労継続支援と就労移行支援、違うわけですから。だから、その辺のところは、今回はだからB型に移行される就労をその場所で継続をずっとやっていくと。昨年の9月議会の中では、それはそこで就労して、そして上達、能力が発達すれば、それはどこかに、もっといいところといいですか、よそにも移行していくという説明なんですよ、昨年の9月議会で可決されたのは。ところが、今回は就労支援の継続型、そうであれば、この議会の中でも、ただ、管理者指定制度が決まりましたよということだけじゃなくて、ちゃんとそういった議会の中で、そういう説明もしっかりとしていく必要もあるんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺についてどうでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

当時、私は担当部長ではございませんけれども、私ども、その9月議会のときにご説明し

たのは、あくまでも就労、福祉作業所がありまして、新体系に移行するというので、どうしようかということで、本市におきましては就労継続支援事業を行う障害福祉サービス事業所に移行すると、そういう説明をしておりますので、何ら矛盾はないと。ただ、この障害福祉サービスの中で、いろんなサービスがあるのはご存じだと思います。例えば就労移行支援、それから就労継続支援のA型、就労継続支援のB型、それらの事業展開はあるわけですが、私ども22年度9月議会のとときに説明したとおり、就労継続の支援事業ということで、移行支援という事業展開を図るということは説明していないと思っております。

○右山正美君

去年の9月の議会の中でやったのは、就労移行支援等を実施する新体系の事業所へ移行するというふうに出ているんですよ、議事録がちゃんと。ですから、そういうこと、今回B型でしょう。就労継続でしょう。ですから、そういうことであれば、管理者制度に移行するというだけじゃなくて、そういう説明もちゃんとここに市長提案で出しなさいということを行っているんですよ、私は。そういうことはやはり大変重要じゃないですか。方針が変わっているんだから。就労移行は就労継続と違うわけですから、その辺はちゃんとしっかり提案も出してもらう必要があると思いますよ。何かあれば、後で聞きますけれども。

次に伺います。施設の運営についてです。職員さんは管理者の人たちが多分やって、市の職員はもちろん入っていけないということになるんですけども、管理責任の資格を有するものとなっているんですけども、どういう資格が必要なのか、その辺について。

○市民部長（加藤多久美君）

今回の就労支援事業所につきましては、厚生労働省の基準省令、ご存じのとおり、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準、厚生労働省でございまして、この中で就労継続支援B型の基準が明記されておるところでございまして。その中の人員配置基準がございまして、その人員配置基準を申し上げますと、管理者が1人必要だと。それから、職業指導員及び生活支援員が利用者10人に付き1人以上必要だと。それから、サービス管理責任者が利用者60人以下の場合については、常勤として1人必要だということが、人員配置基準に書いてございます。今回、基本的にこれから指定管理者の議決を得られれば、その指定管理者が県の方に事業所として指定を受けるということで、その中で基本的には20名の利用人員を考えているということでございまして、最低で人員の配置は4名ということになるかと思っております。

○右山正美君

特に職業指導者や支援員ということでは、それなりの資格を持ったということになってくると思うので、その辺のことについては、しっかりと配置をしていく必要があるんだろうというふうに思います。

次に伺いますのは、利用者の苦情、相談等について伺いたいと思いますが、日常的な問題では、所内でももちろん解決をするというふうに思うんですけども、その範囲を超えた、所内でそういう苦情とか、あるいは相談事で範囲を超えた場合については、市としての対応は

どうしていくのか。その辺についてはどうでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

この利用者の苦情解決につきましては、やはり基準省令の中の基準に事業所自体は苦情解決の窓口、これは必置義務となっておりますので、指定管理者の方で、その事業所の中で苦情の窓口を置くと。その中で責任者を置くとか、相談員を置くと、そういうような規定になっておるところでございます。一般的な福祉サービスの利用者からの苦情相談、解決のフロー、流れといたしましては、利用者がいまして、利用者がその事業所に対して直接言える場合と言えない場合と、いろいろとあると思うんですけども、直接言える場合については、その事業所が必置義務となっている苦情窓口の方に利用者が相談に行くとか、苦情に行くとか、そのパターンがございまして、そこで話し合いをして納得していただければ、一応、苦情の方は解決するんじゃないかと思えます。その中で、例えば事業所に言えない問題があるとか、そうした場合については、第三者に入ってもらおうということが考えられると思えますので、その中に基本的には、第三者委員会、印旛郡においてはオンブズパーソン委員会というのがございまして、そこに入っていて、事業所と委員会なり、また、私ども当然、事業所は公設でございますので、私ども市が入るといような感じになろうかと思えますけれども、その中で話し合いをして、納得すれば、それでオーケーになるわけですけども、これがなかなかうまく解決できない場合については、千葉県の方に千葉県の運営適正化委員会という委員会がございまして、その委員会については、話し合いの場を設けるということでございますので、その運営適正化委員会において入っていただきまして、納得できれば一番いいと。ただ、納得いかない場合もままあるかと思えますので、そういう場合については、千葉県の運営適正化委員会において、その中において事業所側の重大な法令違反とか、法令を遵守していないとなった場合については、千葉県の方に通知している。なぜかという、千葉県の方で事業所の方を指定するということで、その委員会の方から千葉県の方に指定業者でございます指定認可をしてございまして千葉県の方に通知すると、そのような流れになっているということでございまして、基本的には、さっき言ったとおり事業所で解決していただくのが第一義的だと考えておりますが、施設管理者は公設でございまして、私どもも中に入っていくと。そのような流れになろうかと考えております。

○右山正美君

事業所は主に精神障がいの方々を受け入れて、それで始めようとしているわけですけども、それは多種多様ないろんな問題があるわけですので、ぜひ、それは市としても敏感になっていかなきゃならないというふうに思うんですけども、そのさまざまな問題もあるわけですけども、その人たちの個人の情報、こういった問題についてはどのように守られていくのか。その辺についてはどうでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

個人情報の取り扱いということだと思うんですけども、個人情報の取り扱いにつきましては、社会福祉法人の方におきまして、その社会福祉施設としての基準が、社会福祉法人の

内部で規定がございまして、もちろん光明会の方においても規定がございまして。私ども指定申請書の中で、当法人の方からいただいた資料の中にも、そういう規定もあります。それは、私が確認しておるところでございまして。そのほか、指定管理者導入にあたって、私どもの市の個人保護条例の方におきましても、指定管理者が公の施設の管理を行うときは、必要な措置を講じるわけではないと、八街市の個人保護条例等においても規定しております。そういう担保も取っておるところでございまして。

○右山正美君

次に、管理費について伺いたいと思いますけれども、管理費というのは法定代理事業金とあとは利用料金、その他、利用者に支払いを求めているわけですが、事業収益、あそこで作業所を開けば、いろんな事業を展開していくわけですが、その事業収益というものは含まないのかどうか。その辺のことについてはどうでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

今のご質問については、管理経費、その施設を運営する管理運営経費の問題だと思うんですけども、今回、ご存じのとおり、この事業所と利用料金制を導入して採用しておりますので、この事業所の管理運営に関わる諸経費に対して、私どもから指定管理のいわゆる委託料、支出をすることはございません。つまり事業所の管理運営経費については、障害福祉サービスの提供に対します障害介護給付費額と利用者負担がある場合、基本的には、ほぼ多分無料だと思うんですけども、その合計額によって捻出することになるということなんですけれども、ほかにいろんな作業をしてありますけれども、個人の方がやって、その事業所に入る収入はきちんとした会計処理をしていただいて、その中でやっていただければいい問題でございまして、私ども今回によっては、指定管理料も払いませんので、あくまでも利用料金制の中でやっていただきたいというような考えでございまして。

○右山正美君

なぜ、そういうことを聞いたかということ、やはり次の問題で市の納付金の問題についてあたっていくわけですが、事業所収入の位置付けというのは、今言われたみたいに法定代理受領金とか、利用料とか、その他、利用者に支払いを求める、こういった部分も理由があれば出てくるかと思っておりますけれども、そういったもので管理をしていくということになると思うんですけども、市への納付金といいますか、そういったものについては、3パーセントか、今言ったとおり事業収益の3パーセントか、あるいは、また、75万円、これはあそこの施設に使用する土地代とか、そういう問題だと思うんですけども、そのどちらかの低い額を求めようという二者択一になっているわけですが、その辺の理由について伺いたいと思っておりますけれども。

○市民部長（加藤多久美君）

指定管理者の方から私どもに納付していただくという納付金の考え方についてでございますが、あそこの事業所の敷地がございまして。ご存じのとおり民地ということで、私ども借地料を従前から払ってございまして。ということは、借地料の支出がございまして。それから、そ

の施設の管理ということで、従前から警備委託しております。そういう経費がかかっておりますので、それらについて従前から市が支出しておったわけですが、それが指定管理者制になるということで、その部分、維持管理に要する費用については、指定管理者の方に支払っていただきたいということで、納付金として75万円か、事業収入の3パーセント、どちらが低いか、低い金額ということで設定したものでございます。

○右山正美君

計算されているかどうか、わかりませんが、例えば最大公約数20人で利用して、そして、その3パーセントでどのくらいかと、そういう計算はされていけばいいんですが、多分されていないのかな。それは、どちらか、3パーセントか、75万円の低い額を納めるようにというふうになっているということです。

次に行きますけれども、指定する期間が、これは8年ですね。8年というと、かなり長いんですけども、5年とか、そういった問題だったら、区切りがちょうど付いて、どうなのかなというふうに思いますけれども、最長8年というふうになっているんですけども、その辺の根拠というのは、どういう算出をされたのか。その辺についてはどうでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

指定期間の問題でございますが、私ども市として指定管理者導入にあたってのガイドラインというのを設定してございます。これは、私ども市民部ではなくて企画課の方で作りましたガイドラインでございますが、施行の期日を読ませていただくと、原則3年から5年の範囲で設定すると。ただし、施設の性格や状況から継続的に同一の指定管理者が管理することが望ましい場合には、3年から5年よりも長く設定できるものというのが、私ども市の指定管理者導入にあたっての指定期間の基本的な考え方がガイドラインに述べられているということでございます。それについては、すべての指定管理者制度導入施設について、一律の指定期間にするというようなことではなく、施設ごとの特性がございますので、当該施設の目的を達成するために適切と考える指定期間が設定されるべきだと、私どもは考えておりました。今回、なぜ、その指定期間が8年という期間になったかといいますと、福祉サービスを提供いたします施設などのうち、特に利用者との信頼関係の構築に時間を要する施設で、長期的に安定したサービスの提供が伴う施設については、ガイドラインの3年から5年ではなくて、それより長い適切な期間を設定する。今回は8年でございますが、そうすることによって、質の高いサービスを安定的、継続的に提供できるものであると、私ども市民部としては考えたところでございまして、これは参考ですけれども、他市の状況を見ますと、やはりこの福祉関係、例えば障がい関係、精神関係の施設については、横浜がやはり今年、23年度公募をしておるんですけども、名称が横浜市鶴見区精神障害者生活支援センター、23年度に指定管理者を公募した案件で、その指定期間については、10年間、24年4月1日から34年3月31日までの10年間ということで、そのほかにも10年以上という福祉サービス関係については、やはり5年、3年ではなく、かなり長い期間というのが傾向としてあるということで、私ども5年より長い8年間ということで設定して、審査会においてもオ

一ヶををとったということでございます。

○右山正美君

八街は8年ということで、位置付けをしていくということですが、その期間中に公的な事情でというふうな問題で、問題が起きたとき、公の要するに事業所が継続できないとか、そういったことがあるときに、そういった認識というのはどのようにされているのか。

○市民部長（加藤多久美君）

今後、指定管理を議会で議決されれば、指定管理を24年4月1日からやっていただくということになりますが、自治法上においても、指定管理者を指定した後、指定管理者が管理を継続することが適当でないとき、私ども市の方で、その指定の取り消しや期間を定めた管理の業務全部、一部の停止を命ずることができるという自治法の規定もございません。その辺については、そういう状態にならないのが一番いいわけでございます。まして利用されている方がいらっしゃいますので、この辺については、毎年度、事業実績なり、報告を求めて、私どもとしても、よく検討すると。モニタリングを中心にしまして、良好なサービス提供を常に行っていただくように、私どもとしてもいろんな面で指導なり、支援をしていきたいと、そのように考えておるところでございます。

○右山正美君

やはり市のそういう直接的な関与、指導とか、そういったものはやはり必要になってくるんですよ、結果的にはね。ですから、聞くところによると、指定管理について1社しか申し込みがなかったということなんですけれども、やはり市の管理指導、そういったものも含めてやっていかない限り、いろんなさまざまな問題も含めて、やはり処理は私ではできないんじゃないかなというふうに思いますので、その辺のところは、ちゃんとやっていく必要があるのかなというふうに思いますよ。

議案7号、生活保護について伺いますけれども、これは単純なことなんですけれども、経済悪化のもとで、生活保護費というのは増え続けているんですけれども、今回の補正額は2億6千811万円ですね。生活保護費というのは、中身を見ますと生活扶助費、住宅扶助費、医療扶助費、介護扶助費としてあるんですけれども、今回は医療扶助費、これがやはり膨大な金額で2億円ということなんです。やはり高齢者を中心にして、多くの方が生活保護を受給されているわけなんですけれども、健康の面で本当に心配されるんですよ。やはり病院も重症化してから病院に行くケースというのが大変多いんじゃないかなというふうに思うんですよ。やはりそういう面では、厚生課ではできないのかもしれませんが、予防医療とか、健康面についての問題とか、そういった問題もやはり注視をしていく必要があるでしょうし、ただただ、生活保護費の支給だけじゃなくて、やはり相対するわけですから、そういった人の健康面とか、そういった問題でも、やはりこれはサポートしていく必要があるだろうというふうに思うんですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

本生活保護制度、法定受託事務として、私ども受けているわけでございますが、この医療

扶助につきましては、ご存じのとおり医療機関も被保護者側も、その受診抑制がきかない制度になってございまして、その点については、最初そういう答弁をさせていただきたいと思うのでございますが、議員さんが言われたとおり、私どもこれほど医療費が伸びるとは、なかなか見込みも立たないわけでございますが、私どもケースワーカーがいますので、ケースワーカーが定期的に受給者宅を訪問することによって、的確な病状の把握をしまして、早い段階で例えば病院に行っていただきたい、診療所に行っていただきたいということを適切に指導を行うことによりまして、先ほど言われたとおり重症化をある程度は防げるのではないかとというようには考えているところでございます。それにプラスいたしまして、受給者本人が健康、生活管理を行えるように、私ども市で実施しております健康診査や生活習慣病予防のためのいろんな運動教室、講演会などがございますので、その辺の参加を勧奨すると。そういうことによって、少しでも医療費扶助が減るよう、削減できるように、今後ともケースワーカーを中心に支援していきたいと、そのように考えておるところでございます。

○右山正美君

立場として、生活保護費が膨大な人口になっているというんですけれども、でも、ヨーロッパから比べると、日本はまだ2.5パーセントとか、2.7パーセントとか、そういうところなんですけれども、ヨーロッパあたりは、もう7.幾つとか、そういった生活保護費が受給されているわけですから、膨大ではないんですけれども、ただ、健康の面で、今回2億円の補正が出たということは、やはりかなり重症化されて、そしてどうしようもないくらいの方たちが大変多くいらっしゃるわけですから、やはりそういったこと、重症にならないように事前に健康面、相対している厚生課の方ではやっているわけですから、ぜひ、その辺の指導も重症化にならないうちに行ってくださいよというぐらいの、そういった指導とか、そういった面も含めて、今答弁されたみたいな内容も含めて、やはりやっていく必要があるのかなというふうに思いますので、その辺の面については、ぜひやっていただきたいなというふうに思います。

それから、最後になりますけれども、健康増進費について伺います。

がん検診を国の補助を活用して行うんですけれども、新規事業として511万3千円、実質中身を見ても、委託料として326万7千円とあるんですね。23節を見ますと国の予算を活用しているにも関わらず、国庫支出金返還金として177万円計上されているんですけれども、これはどういう理由なのか。その辺について、私はわからなかったものから。その辺についての説明を願いたいと思います。

○市民部長（加藤多久美君）

補正予算書の30ページの方の23節償還金利子及び割引料の177万1千円につきましてでございますが、今回、補正全体については、大腸がんの無料検診、特定の年齢の方に対して無料検診、無料クーポン券を発行して、大腸がん検診が無料でできるということの事業の予算化ということでございますが、この23節につきましては、従前、女性の方の子宮頸がんと乳がんの検診をやはり無料クーポン券で国庫補助を活用いたしまして、実施してお

たわけでございますが、その見込み、受診者の見込みが若干予算で計上したより下回ったということで、その下回った分について補助金を返すというようなことでございます。

○右山正美君

本来ならば、この議案説明の資料の中にも、やはり511万円という、がん検診、新たな新規事業としてやりますよと銘打っているんですよ。ところが、中身を開いてみると326万円しか計上が委託料としてないと、やはり何でこんな削っちゃうんだろう、511万円として出しているのにな。23節で国の補助を活用するにも関わらず、返還金として出ているんだらうと、やはり疑問はわくわけですよ。これは、数字のマジックだと思うんですけどもね。ですから、そういうことを考えますと、こういう懸念が出てくるんですよ。511万円の事業で、委託料が326万円しかやらないということだと、そういった人員を絞って事業をやるのかなというふうにも、言うならば勘ぐっちゃうわけですね、下手をするとね。ですから、その辺のところについて、ちゃんとしっかりしたものが必要になってくるんじゃないかなと思いますけれども、このがん検診について、新規事業で無料でやれるということなんですけれども、その事業の中身について、内容について克明にお願いしたいと思います。

○市民部長（加藤多久美君）

予算の説明の書き方については、るる各市町村によって特徴を持って、皆さんにわかりやすいように、私も財政課長のときに気にしておったわけですが、今回については、わかりづらいと、その議案の説明の中で、ご指摘のとおりだと、私も後になって、私が反省したらいいのか、財政課の方がいいのか、その辺はまた別の問題でございますが、今回がん検診に大腸がん検診ということで、特定の年齢の方に対して検診手帳と無料クーポン券を発行いたしまして、無料で検診ができるというような制度でございます。やはりこれは国の事業として2分の1補助が付くということで展開するものでございます。特定の年齢の方につきましては、40歳と45歳、50歳、55歳、60歳の方が対象となる、男性の方と女性の方ということで、私ども見込みの対象者数でございますが、5千692人が対象になるということで考えておるところでございます。この大腸がん検診につきましては、既に5月から7月にかけてやっておりますので、予算がちょっと遅れたということでございますが、その5月から7月にかけての対応の仕方としては、実際、私ども保健センターのところに来たときには、自己負担300円を今まで取っておるんですけども、それを取らないで、その特定の年齢の方々については、300円を取らないで検診を受けていただいたということで、実質この事業を一部やったということになるわけですが、その方が584人、既に無料で大腸がん検診を受けられたということでございます。その辺、周知の方も遅れてしまったわけですが、今後、来年の1月にかけて、検診日を設けまして行うということでございますが、今のところ、私ども担当の方、健康管理課で考えておるのが、年が明けて1月12日から18日までと、1月23日から25日まで合計10日間やるということで、今のところ日程を組ませていただいております。基本的には、キットをご自宅に配付しまして、また、持ってきていただくと、そういうことでございます。

+

○右山正美君

大腸がんで、かなり私もほかでやっておるんですけども、結構引っかかる方がいらっしやあって、やはりこういう予防医療というのは、進めていく必要があるし、陰性で結構何割と
いうか、低い数字ですけども、引っかかる人がいて、結構それで命拾いもした人もいらっ
しゃいますから、ぜひ、これは積極的にやっていただきたいと、こういう具合に思います。
以上で終わります。

○議長（鯨井眞佐子君）

以上で、右山正美議員の質疑を終了します。

会議中でありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前10時59分)

(再開 午前11時09分)

○議長（鯨井眞佐子君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、京増藤江議員の質疑を許します。

○京増藤江君

それでは、議案第7号、平成23年度八街市一般会計補正予算について、20ページの市
税調整事務費について伺います。

市税過誤納還付金及び返還金についてのこの件数は何件なのか。また、市民からの申し入
れはどのくらいあるのか、まず伺います。

○総務部長（浅羽芳明君）

過誤納還付金が生じるケースが何件かあるんですけども、まず1つは法人市民税におき
まして、これは予定の税制度というのとはっておりますので、予定納税額が確定税額を上回
る場合、こういうケースが1つあります。それから、税額構成によって納税額が確定税額を
上回るというような場合、これは例えば税額が確定した後に扶養控除だとか、医療費控除な
どの深刻をして減額となった場合に、税務署の方から通知があった場合というようなことにな
ろうかと思えます。

それから、重複納入というようなことがあって、これらの場合に納め過ぎとなった市税を
当該本人にお返しをするというようなものでございまして、平成23年、今年の11月末現
在の数字でございまして、件数では375件でございまして、内訳を申し上げますと、
市県民税に係るもの、これは主に先ほどご説明をしました税額構成などのケースが主なもの
になろうかと思えますが、これが267件。

それから、法人市民税に係るもの、これも先ほどご説明したように、予定納税額が確定税
額を上回るようなケース、これが68件。

それから、固定資産税に係るもの、これは現況と課税が異なるような場合ということで、
33件、これらが主なものとなっております、還付につきましては、税務署からの通知が

あったり、本人からの申し出があつて過納入が判明した時点、これで速やかに返せるような手続を行つておるところでございます。市民からの申し出がどの程度あつたのかということについては、現在把握しておりません。

○京増藤江君

この還付については、速やかに返しているということなんですけれども、重複して請求された方は本当に取るときには督促を何回もして、遅れれば、またたくさん延滞金を取られるということで、苦情もありますので、ぜひ、これは重複などないようにしていただきたいなと思います。

それから、国保税などについて生活保護受給者から国保税を徴収することがあるんですけれども、これについては、返還をしないということなんです、返還をしないならば、やはり生活保護を受給されるようになった方については、この請求をしないという方向がぜひとも必要だと思うんですけれども、この生活保護受給者について過去の税金などについて請求しているようなケースはどのくらいあるのか伺いたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

生活保護と市税の関係ということで、私の方から答弁をさせていただきたいと思います。

生活保護と税の関係について、基本的には保護が決定された時点で判断をするということが基本的な考え方になっております。1つですけれども、生活保護受給の決定前になされた納税につきましては、課税処分、これが適法に成立をしておりますので、これに伴って納税されたものについては、過誤納金ということにはなりませんので、一旦納税された市税を還付するということはございません。

それから、生活保護受給決定後のものにつきましては、納期が到来していないものにつきましては、本人の申請に基づいて減免をするということになります。当然、その減免申請につきましては、本人の申請ということではございますけれども、生活保護の担当課と連携をとっておるところでございます。

それから、滞納ということも当然ございますので、その滞納分につきましては、滞納処分の執行停止というような仕組みがございまして、ご承知だと思つていただいても、滞納者に特定な事実がある場合などにつきましては、市長の職権によって滞納処分の執行を一時停止をするというようなことがございまして、まさに生活保護法の適用を受けているときというのは、この要件にあたりますので、そういった要件、生活保護の受給が決定されるということになれば、執行停止をして状況を見るということになります。しかしながら、執行停止につきましては、当然ながら、その期間の間に資力、財力が回復したときには、その執行の停止を取り消して、滞納処分、これを再開するということになります。

また、逆にその期間中に資力が回復しない、財力が回復しないようなときには、3年経過時で、その納税義務が消滅をするということになります。

○京増藤江君

資力があれば、応分の負担をしていただく、これは当然のことなんです、生活保護を受

給するまでに、もう多くの方は本当に困窮されておられるわけですね。例えば国保税についても何回も何回も督促されて、相談をしても、結局、国保税を払うどころじゃない、生活が成り立たないというような中で生活保護受給になっていくわけですから、そのところは、ぜひ、担当課同士がきちっと連携をとって、過去の分を請求しないと、そういうことが必要だと思えますよ。生活扶助は現在の最低限の生活を保障するという内容ですから、それ以上請求したら生活も成り立たなくなる。健康をそれまでも、それこそ先ほどからもありましたけれども、病院に行くお金もないほど困窮しておられる方が栄養もとれないということになってしまいますので、担当課同士の連携をよろしくお願いいたします。

次に、32ページ、ごみ収集処理事業費の13節、再処理化業務についてなんですけれども、この再処理化業務は平成21年度の決算は9千500万円、22年度は7千700万円ということで、23年度も同じような予算でしたけれども、今回の補正では大分増えますけれども、この増えた原因は何でしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

この増額の主な理由といたしましては、本年3月11日に大震災が起きまして、その後、原発事故に伴いまして、東京電力からの電力制限という形で指導を受けております。この中で、当初23年度は焼却灰の溶融しまして、スラグ化をするということで、当初、焼却主灰については、約300トンの処理の予算を立てておりました。ところがやはり、この電力制限を受けた中では溶融ができない状況が続いております。それとあわせまして、放射能問題で溶融をした場合にスラグ化して、たしか0.6パーセントぐらいの溶融飛灰がなお出ます。この溶融飛灰が焼却飛灰よりも放射能が、なお高くなるということで、現在は溶融を実施しておりません。そのために焼却主灰の量が多くなっているということでございます。

○京増藤江君

といいますと、今後これは電力制限というのは、今後もあり得るわけですから、来年度についても、さらにこの事業費は増えていくというふうに思えるんですけれども、本当に放射能については、これからまだどうなるかわからないと。放射能を含んだ水も海に流出しているという中では、海に流れた放射能が、また蒸発して各地域に雨となって降っていったり、いろんな影響が出てくると思うんですけれども、電力の制限だけでなく、そしてその雨となって落ちてくる中では、きっと八街でも放射能の影響はさらに大きくなるのではないかと思うんですけれども、今までにない新しい状況の中で、ごみ収集処理事業全体について、きっと増えると思うんですが、どのように市は見ていますか。

○経済環境部長（中村治幸君）

放射能に関しましては、大気中につきましては、随時検査をしておりますが、毎回若干でありますが下がっておる状況でございます。それで、この焼却灰につきましても、現在も検査の方を行っておりますが、数値は徐々に下がってきておりますので、これはやはり時期を見て溶融をして、この溶融飛灰の検査をまた再度実施したいということで、これについてはずっと提出するというのではなくて、やはり搬出の基準値以内でおさまる時期では、やは

り溶融したいというふうを考えております。

それから、なお、現在の状況であれば、来年度以降については、やはり若干溶融の方は動かせるのかなというふうを考えております。

○京増藤江君

このごみ処理については、さまざまな状況もちちらの方から予想していかないと大変なことになると思います。実際に現在放射能が低くなっているといったって、海に流されているんですよ。これからだって、どうなるかわからないという中では、今減っているとしても、本当にどうなるかはわからない。私はそれぐらい危機感を持った方がいいと思います。

それで、溶融をしていないというようなことになると、また、その焼却炉の影響はどうなるんだろうかということで、次の同じ32ページなんですけれども、焼却炉維持費について、修繕事業費について伺いますが、これは21年度の決算と比べますと、今回の補正との合計は1億3千400万円で、約2倍近くの予算となっております。財政が厳しい中では大変な負担だということですね。それで、この溶融しないような状況になっている中で、今後、また、焼却炉にさまざまな影響もあるんじゃないかと思うんですが、今後の修繕費についての状況をどう見ているのか伺います。

○経済環境部長（中村治幸君）

今回の焼却炉の修繕の増額につきましては、クリーンセンターも焼却炉も稼働から丸9年たちます。それで、溶融炉とは別に、この本体の焼却炉の部分に関しましては、今まで部分的な要するに補修で対応してまいりました。それで、22年度の保守点検の結果、大規模な修繕を必要とするということで、今回、当初の修繕費で3千800万円を見ておったわけですが、今回2千万円の増額をもちまして、大規模な修繕をしたいということでございます。

この修繕の大きな要因と申しますのは、21年度からビニール類やプラスチック製容器、これは汚れの取れないようなものにつきましては、焼却をしておりますので、これによって焼却炉の温度も上がるというようなことも原因の1つではないかというふうに考えております。

○京増藤江君

新しいクリーンセンターが稼働してから、10年経過にそろそろなるんですけれども、耐用年数はたしか15年と聞いておりますけれども、以前のクリーンセンターも終わりぐらいになったときには、大変多くの修理費がかかっていました。今後さらに修理がかかると思うんですけれども、修繕費用と利子を払いながら、今度15年間の耐用年数までやっていくんですけれども、その多額の修繕費と利子を払いながら、その耐用年数が終わった後のことも考えなくてはならない、そういう時期にもなると思うんですけれども、そういうことはどう考えているのか伺いたいと思います。

○経済環境部長（中村治幸君）

耐用年数15年というようなことですが、これにつきましては、やはり修繕をしながら利用してのことですが、当然、定期的な修繕等は必要になってこようかと思

います。私どもの方としましても、この耐用年数が15年で消却するという事は到底考えておりません。これはやはり焼却施設そのものの延命といえますか、そのためにも定期的にやはり修繕をして、1年でも長く利用できるというようにやっていかなければいけないというふうに考えております。

○京増藤江君

修繕をしながらということでは、もちろんなんですけれども、それがすごい多額のお金になって、八街市の財政を圧迫しているわけですね。しかも、佐倉市、酒々井町で作っているようなクリーンセンターよりも多額のお金を使って建設してきたと。そういう中で大き過ぎて修繕費用もすごくかかる。私、先ほど1年でも2年でも長くすると。そうやって修繕をして、修繕をしても15年ぐらいだと見ているというお答えなんです。次のことをどうするのかというのは、今から考えていかなかったら、この多額の費用がかかるクリーンセンターについてどうしようもなくなるんじゃないですか。そういう先のことについての答弁がなかったですけれども、どうですか。

○議長（鯨井眞佐子君）

京増藤江議員に申し上げます。会議規則第56条の規定により、質疑は同一議題について2回を超えることはできません。

○京増藤江君

同一議題で答えていないんですよ。

○議長（鯨井眞佐子君）

先に答えられました。次の質問に移ってください。

○京増藤江君

明確な答弁が先ほど本当はないのが、やはりたった5、6年先のことも答えないでしなかったら、先のことが見えないじゃないですか。本当に重大問題じゃないですか、財政的に。

35ページ、16節の道路補修用資材について伺います。これは50万円減なんですけれども、この道路補修用資材について、こんな減らしているような場合じゃないと思うんですけれども、22年度決算で道路維持費1千400万円、今年度1千300万円で減っています。補修すべき場所は大変多いんですけれども、次年度までに何カ所残りで補修できるのか伺います。

○建設部長（糸久博之君）

この原材料につきましては、道路を工事するというわけではなくて、市内一円の点々、パッチング等に使う材料、ないしは砂利道等の採石の支給でございまして、それについてはどこどこという形では決めておりません。

○京増藤江君

どこそこと決めていないということなんですけれども、減らすからには十分な補修ができるんだろうと思うんですけれども、例えば四区ニュータウン下から実住保育園まで、また、中央児童クラブ近くまでの道路と側溝の段差は埋めてもらって、皆さん大変喜んでおられます。

しかし、例えばこの補修をするときに、実住保育園近くの脇の道路なんですけど、そこにも亀裂が入っている場所があるんですよ、自動販売機の近く。例えば、そういう1つの工事をやるときには、そういうところも見えて一緒に埋めていけば、1回で済んじゃうわけですね。また、黎明高校前の道路と側溝のところにも段差がある。たくさんあるわけですね。そういう場所をぜひ私はこの23年度予算でやっていただきたいと思います。そして、この補修の費用、大変私は少ないと思います。ですから、補修をした後の道路がやはり段差があって、今まで周辺の家々に振動がなかったのに振動があって、夜眠っていても目が覚めてしまう。こういうことも起きています。ですから、この補修をする十分な費用が必要だと思うんですが、残りの期間に必要な補修をすること。そして、補修する際には振動がないような、きちんとした事業をしていただきたいと思いますと思うんですが、この点についてはどうでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

緊急性を要する道路上の穴ぼこ等については、職員が直ちに補修をしてまいります。そのほかにつきましては、振動等については委託等で対応してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

ぜひとも、きちんとした事業をお願いしたいと思います。

次に、同じ35ページの道路新設改良費についてなんですけれども、どこをやるのか。また、何回も議会でも取り上げ、また、前の市長も今の北村市長も必要なんだと答えておられる一区50号線の改良をいつ実施するのか伺います。

○建設部長（糸久博之君）

この工事費1億6千万円につきましては、主に116号線の道路改良工事と市道102号線の道路改良工事でございます。今回の補正につきましては、県からの内示額を全額計上したものでございまして、施行にあたりましては、採択の状況により、今後、県と十分協議、調整しながら行ってまいりたいと考えております。

なお、先ほどの一区50号線につきましては、今の段階では計画には入っておりません。

○京増藤江君

今議会でも、さまざまな要望が出されたときに財政が厳しいんだというような答弁が平気でなされております。しかし、この一区50号線については、もう何年も待っているんですよ。その周辺の住民の皆さんだけじゃないですよ。あそこは、あちこちから通過道路ですから、これは計画に乗っていないということで済まされる問題じゃないと思います。ぜひ、計画に載せていただきたいと思いますと思うんですけれども、例えばこれぐらいの時期にはということ、私はそれぐらいのことをしなきゃならない時期だと思いますけれどもいかがですか。

○議長（鯨井眞佐子君）

京増藤江議員に申し上げます。ただいまのは、質疑とは違っておりますので、答弁は差し控えていただくようにします。

○京増藤江君

この新設改良事業、市民の命に関わることだと思いますよ。本当にそうですよ、事故がた

びたび起きているんですから。まして、皆さんすごく怒り合って道路を通過しているんですから、大変な問題ですよ。

次に、道路排水対策整備事業についてなんですけれども、この内容について伺います。

○建設部長（糸久博之君）

この内容につきましては、道路の排水施設整備事業費でございまして、この補正につきましては、原計予算で予定しております道路排水整備工事費の増によるものでございます。今後、3件ほど発注しております、今年度は22年度からの繰り越しを含めて、13件の工事を予定している状況でございます。

○京増藤江君

13件で400万円ということは、どのくらいのことができるのかなと思うんですが、この排水対策をするときに、やはりきっちりとした対策をしていただきたいと思うんです。といいますのは、今までも二区のお稲荷さんのところでも工事をしていただいたり、文違ニュータウン先の大池に流れる水の対策もしていただいたんですけれども、結局、その後も冠水しているというようなことが起きております。ですから、この400万円がどこというのはなかったんですけれども、ぜひとも全体のこの工事をやったら、その周辺の自宅の心配がなくなったとか、そういう工事の仕方をぜひお願いしたいし、今後、四区ニュータウン下の市有地のところも掘っていくということなんです、以前、私が質問したときには、あそこを掘っても水がわき出るところだから効果はないんだという答弁だったんですが、今回はこれも掘っていくということになっております。それはどのくらいの効果があるとか、そういうことは考えていないわけではないと思うんですが、ぜひとも私は予算をしっかりと付けてやっていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

優先順位を考慮して、できるだけ冠水対策、少しでも減るように努力してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

優先順位はそこに住んでいる方たちにとっては、本当に優先順位1位なんです。これは、そこにお金をかけていないからが問題です。排水対策についても全市的な排水対策をどうするのかということで、私は計画も立てていただきたいし、道路についても十分な予算をとっていただきたい。そのためにバランスのいい政治ってどうなのか、市政ってどうなのかということを考えていただきたいということをお願いして終わります。

○議長（鯨井眞佐子君）

以上で、京増藤江議員の質疑を終了します。

次に、石井孝昭議員の質疑を許します。

○石井孝昭君

それでは、早速質問に入らせていただきます。28ページでございます。

生活保護の扶助費についてご質問させていただきます。今年の3月議会、予算議会で文教

福祉常任委員会で可決されて、本会議でも可決、決定をされました。12億8千528万円から今回2億6千811万7千円とトータル15億5千339万7千円という非常に大きい額になるところでございます。今回補正を増額した理由、要因、また、増加した人数、生活保護を受けている全体の人数もご答弁いただきながら、その要因がどのようなところにあるか、ご質問させていただきます。

○市民部長（加藤多久美君）

今回、補正予算で生活保護費関係、トータルで2億6千811万7千円増額補正をお願いするところでございますが、23年の当初予算の編成にあたっては、私ども22年度の生活保護費の決算見込みを立てまして、財政課と協議いたしまして、その22年度決算見込み額に対しまして、7パーセント増を見込みまして、当初予算、生活保護費の支給の総額、約12億8千500万円を見込んで計上して可決をいただいたところでございますが、その後、4月から9月までの上半期の実績等を勘案しまして、23年度、24年3月までの支出の見込みを検討しましたところ、今回2億6千800万円不足が生じるということで、今回補正をお願いしたところでございます。

内容につきましては、一番やはり多いのが医療扶助関係で、突出して補正をお願いするわけでございます。総額が2億814万1千円の増額補正ということで、全体の約8割弱、77パーセントぐらいを占めておるといふことで、この医療費扶助が多いというのは、やはり生活保護を受ける方が高齢の方とか、傷病を持った方がやはり大多数、8割弱を占めますが、その関係上やはり医療機関に行かれる方が多いというのが、主たる要因ではなかろうかと考えておるところでございます。

それから、被保護の人員の推移について述べさせていただきますと、22年度末、23年の3月末におきましては、871人おったわけでございますが、この11月末時点では935人ということで、3月末と比較いたしますと、64人増加しているような状態でございます。やはり現下の社会経済情勢等々、高齢化が一層進んでいるということに伴いまして、今後、23年度末、来年の3月末において、私ども担当としては、若干増加するというところで970人ぐらいまでには増加するんじゃないかということで、私ども担当としては見込んでおるところでございます。先ほど右山議員のご質問にもお答えしたとおりなんですけれども、この医療費扶助につきましては、制度自体が医療機関側も被保護者につきましても、受診抑制のインセンティブが働かないような制度になっておりまして、まして命に関わることでございますので、なかなか私どもといたしましては、いかんともしがたい経費というふうには認識しておるところでございます。

○石井孝昭君

日本国中の問題であるというふうに認識もしておりますけれども、約205万人を超えた。それで、千葉県下では八街市は生活保護者化率は、第10番目を切っていて、今たしか7番目か8番目、ここ2年ぐらいで非常に急激な伸びを示していると、非常に危惧をしているところでございます。100人に1人は生活保護者がいると。それを越えたということで

ございますので、非常にその辺に関しては今回質疑ですので、その窓口の対応ですとか、審査過程、本会議でも17人ぐらい就労されたというふうに答弁もありましたけれども、できれば仕事についていただいて、体が元気な方は必ず仕事にケースワーカーが積極的に、その辺を行っていただきたいと要望させていただきたいと思います。

続きまして、30ページ、八富成田斎場の件についてご質問をさせていただきます。

近年、八富成田斎場でお葬式等々が多少八街市民の方も減っているのかなという印象を受けます。市内にも非常にそういったものが増設されて、当時から発足された八富成田斎場の利用率が非常に気になるところでございますけれども、その利用者の推移、また、負担金はどのような形で決まっているのか。そして、どのように運営されているのか、ご質問をさせていただきます。

○経済環境部長（中村治幸君）

総体的に申し上げまして、八富成田斎場の式場の使用率は年々減少の傾向がございます。数字で申し上げますと、八富成田斎場の火葬の件数でございますが、これは八街市民の方の利用件数ということで、過去5年にさかのぼりますと平成18年度が492件、平成19年度が541件、平成20年度が553件、平成21年度が590件、平成22年度が624件でございました。

次に、式場の使用件数でございますが、平成18年度が119件、平成19年度が123件、平成20年度が110件、平成21年度が107件、平成22年度が110件でございます。

次に、式場の控室ということで、これにつきましても、平成18年度が124件、平成19年度が122件、平成20年度が114件、平成21年度が116件、平成22年度が110件でございました。

この負担金の割合につきましては、成田市と八街市、富里市でそれぞれ人口割が20パーセント、それから均等割で20パーセント、利用割合として60パーセントの割合でそれぞれ算出してございます。なお、この負担金につきましては、3市の負担金をもちまして、斎場使用料及び斎場の維持管理等を行っている状況でございます。

○石井孝昭君

この数字でもわかるように、やはり高齢化は大分進んでいるのかなと。火葬の回数は非常に増えているということでございますけれども、利用に関してはどうでしょうか、横ばいから多少微減かなというふうに理解をさせていただきました。

続きまして、32ページ、焼却灰等仮置き場の設置工事についてご質問をさせていただきます。これは、重複しないように質問させていただきますけれども、仮置き場、テントということになるようではございますけれども、これはどのような工事になって、また、設置する場所はどのようなところになるか、ご質問させていただきたいと思います。

○経済環境部長（中村治幸君）

今回の12月補正でお願い申し上げました焼却飛灰等の仮置き場設置工事1千953万円

でございますが、これにつきましては、今回、先ほどほかの方のご質問の中でも福岡県大牟田市の方に飛灰の搬出契約が整ったということで、これは補正の時点では、まだすべての飛灰を保管するというようなことで、この1千953万円につきましては、テント2張りを予定しておりました。これは、大きさが間口が10メートル、奥行き30メートルのテントを2張りということで予定しておりましたが、現在、飛灰の搬出先があったということで、早急に仮設として現在1棟のテントを予定してございます。これにつきましては、福岡県の大牟田市に搬出する際の独自の基準が1千200ベクレルということでございますので、これを超えた場合には、このテント内で保管するというので、あくまで仮設のテントということで考えております。

設置場所につきましては、クリーンセンターの処分地内を予定しております。

○石井孝昭君

もともと、この問題は何もなければ、こういうことにはならなかったと。福島第一原発がもたらした天災・人災の中で、この問題が起きて、この予算とか、例えば秋田から8トン、そのような運搬賃、また、そのような福岡に運ぶような、そのようなものもかからなければ、かからない方がいいと。しかし、このような問題があって、このような多額の金額をどうしても計上しなければいけないということになるわけでございます。その後に東京電力の賠償の方に、その点を求めていくか、また、そうするべきであると思っておりますけれども、その辺に関してはいかがでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

当然これにつきましては、東電の方に賠償請求する予定でございます。

なお、搬出飛灰等についても、それぞれ場所によって単価が違います。秋田県に搬出していただくときよりも、今回は若干値段も上がったと。なお、市原エコのときにもかなり高額でした。この差額についても当然、私どもの方とすれば請求してまいりたい。それにつきましては、印旛管内の各市町において、一括で今まで要望等をしておりましたので、他市と歩調を合わせながらやっていきたいというふうに考えております。

○石井孝昭君

その辺は非常に安心いたしました。よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。最後に41ページです。中央公民館整備事業費についてご質問させていただきます。

私は、この中央公民館、なぜかなと多少疑問もあったんですけども、と申しますのは、先般、天井の改修工事がなされました。今それから利用がたくさんされております。非常に市民の皆様も待ちに待ったという感触があったのではないかと感じております。できれば、そのときに天井の工事等々とあわせて改修工事をしたときに、同時期に発注がなぜできなかったのかなと。もし、できれば多少の経費削減なり、いろんな人的、また、日程的な削減もできたんじゃないかなというふうにも感じております。その中央公民館の今回の工事について、発注状況、なぜ今回に発注したのか。また、一緒に発注はできなかったか。まず、先にお聞かせいただきたいと思っております。

○教育次長（長谷川淳一君）

1つ大きな理由といたしまして、財源手当の問題がございました。そういったことで、財政課で協議して分離して発注するというので、今回、ステージの奥の西側の壁の補修については、天井改修後、別に発注するというのでございます。

○石井孝昭君

財政課の課長がこちらに見えられていますけれども、予算が付けば、一括でできればよかったんですけども、また、先ほど林修三議員の質問にありましたけれども、利用方はそのままということでお聞きいたしました。やはりそういった面も含めて、今後あわせてできれば、工事を本来ならした方がいいかなというふうに思っています。現在の耐震I s値、この辺はいかがか。そして、この工事の発注計画と工事計画についてご質問させていただきます。

○教育次長（長谷川淳一君）

I s値でございますけれども、大会議室ステージ奥の部分、西側の壁の部分でございすが、ここが低く診断されておりまして、診断結果が0.27という数値でございす。

それから、工事の発注計画でございすけれども、これから予算が議決されましたら、設計をすぐに出します。3月いっぱい設計が上がる予定でございまして、その後、工事を発注して、工事につきましては5カ月程度を見込んでおりまして、10月末ぐらいには完成をしたいというふうに考えております。

○石井孝昭君

繰越明許でされるということになるということでございますけれども、その利用方について、やはり駐車場ですとか、工事において安全基準を満たして的確な工事をよろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

○議長（鯨井眞佐子君）

以上で、石井孝昭議員の質疑を終了します。

会議中ですが、昼食のため休憩します。

午後は、1時10分から再開いたします。

(休憩 午前11時55分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（鯨井眞佐子君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、丸山わき子議員の質疑を許します。

○丸山わき子君

それでは、議案第2号、八街市在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当条例の制定についてという点で、2点にわたって質問するものであります。

まず1点目にお伺いいたしますのは、この条例制定によりまして、支給対象者はどのくらい増えるものなのか。その点についてはどうでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

今回、条例改正によりまして、知的障がい者等のご本人が受給できるようになるということで、その把握でございますが、正確な把握というのはなかなかできないところなんです、今のところ、私どもで把握しているのは2人の方でございます。

○丸山わき子君

1人でも多くの方に、この対象が広がるという点では、いいことだというふうに思いますが、この条例の目的は何なのでしょう。

○市民部長（加藤多久美君）

ご上程いたしました議案第2号の第1条に目的という項目がございます、そこに列挙してあるとおり、こういう手当を支給することによって、この方々の福祉の増進を図るということでございます。

○丸山わき子君

今、部長の方からもあったように、この支給によって福祉の増進を図るんだということが明記されております。そこで、支給方法についてなんです、これは年2回の支給ということなんです、果たして今言われたような福祉の増進という目的を達成できるものなのかどうか。その辺についてはどうなのでしょう。年2回程度の支給で福祉の目的を達成できるのかどうか。その辺については、どのような判断をされているのでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

その手当の支給につきましては、条例上も2回、今までも2回なんですけれども、原則的に今まで受給者サイドの方から、例えば毎月支払っていただきたいとか、そういうご要望もございませんでした。あと、事務手続上の問題等々ございまして、福祉目的ということに対してじゃなくて、やはりご要望もございませんし、事務手続、例えばすぐ入所する方がいるとか何かで、そういうことがございまして、なかなか毎月とか、そういうことについては、事務手続上、煩雑になるということで、2回ほどでということをお願いしたいということを考えているところでございます。

○丸山わき子君

この目的からいけば、要望があるとか、ないとかではなくて、障がいゆえに生ずる負担を軽減するために、この福祉手当を支給するんだということですね。年2回程度では、この福祉手当の目的は到底達成できない。もっときめ細やかな対応が必要ではないかと。酒々井町では、6月、9月、12月、3月と対応しているんですね。最低4回ですね。やはり市民の本当に大変な生活をされている皆様ときちんと対応できる、そういう窓口が何回も開かれることによって実態も把握できる、悩みも聞ける、さらに福祉を増進させていくための施策を充実されていくことができる。そのためにも、この手当の支給月を増やすべきではないかなというふうに思います。その検討をいただきたいが、いかがか。

○市民部長（加藤多久美君）

その辺については、事務レベルと協議してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

人員不足であるということを経由にした支給の月を少なくするという事はあってはならない。あくまでも市民の皆さんの立場に立った対応をしていただきたい、このように思います。

次に、議案第7号、一般会計補正予算についてであります。

まず1点目にお伺いいたしますのは、人件費についてであります。この補正予算のうち、人件費削減の理由と総額はどのくらいなのか、改めて説明いただきたいと思っております。

○総務部長（浅羽芳明君）

まず、全体にわたる人件費の補正の理由でございますけれども、1つは給与改定に伴うということ。それから、もう一つは人件費のこの当初予算ですけれども、その前年度の所属をもとに積算をしておりますので、4月の人事異動によって配置替えが行われるということになりますと、調整が必要になります。それから、あと職員が育児休業、あるいは休職等によって給与が支給されないということになりますと、その他いろいろ職員の給与に係る状況、これが変わってきますので、そこで減額等の調整が必要になるということで、例年この補正については、人事院の勧告、それから県の人事委員会の勧告を踏まえて、12月この時期に給与改定とあわせて異動等による調整も行っているということで、今回もそのようなものでございます。

それから、額でございますけれども、一般会計の補正予算書の44ページ、45ページ、46ページ、ここに補正予算の給与費明細書というのがございます。その46ページのところに給料及び職員手当の増減額の明細ということで記載してございまして、給料については3千738万5千円の減額。それから、職員手当については856万円の減額ということでございまして、人件費といいますと、このほかに負担金等もございまして、給料、手当については、このような状況になっております。

○丸山わき子君

この人件費の削減の理由というのは、ただいま説明いただいたように、人事院勧告によるものと、それから異動等によるものということで、これは重々承知したわけでございますが、実は毎年のように、この12月には人事院勧告と異動等の変更に関わる補正がされているわけですが、今後見直しをしていかなければならないという点が1点あるかと思っております。というのは、議案第1号において、人事院勧告による職員の給与の削減があったわけですね。この議案第1号と同時に、この議案第7号で人事院勧告の削減だと。同時上程でありながら、内容的には大変時差がある問題なんですね。ですから、議案第1号において人事院勧告の条例改正が採択されたら、ここで初めて人件費削減部分の追加議案が出てくるのが本来ではなかろうかと。そうしないと、これは11月30日に、この議案が審議されましたけれども、この第7号の議案が採択されるのは、多分21日の最終日ですよ。それまでの間は給与関係は手を付けられないということになっちゃうわけでしょうということですね。いやいや、そうなんです。だって、これ、人事院勧告の給与改正に関わっては採択しましたよ、条例

は。でも、議案に関しては採択されていませんよ。そういう点では、やはり問題ありますよ。多古町のように、この人事院勧告を受け入れませんよと否決してしまった場合、八街市のこの議案第7号はどうなるんですか。ここには、人事院勧告の人件費削減をされた分が入っちゃっているわけですね。だから、そういう意味では、この議案の持っていき方というのは、もう少し検討しなくちゃいけないんじゃないかと。もし、これが順当だといくのであれば、これは議会軽視としか言いようがないと思います。ぜひ、これは今後検討いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

先ほど、まだこの議案の第7号が議決いただいていないということで、その給与改定が実施できないということでございますけれども、基本的に給与改定の条例につきましては、議決をいただいて、可決ということで、12月1日から施行させていただいております。ということで、給与改定は実施できるというふうに考えております。実施できます。

それから、補正予算との関係ですけれども、基本的には条例改正と一体で提出すべきものだというふうに考えておまして、特に減額補正でございますので、例えば議案第7号、これが可決されないということであっても、特に問題がないというと語弊がありますけれども、その辺には、支出については支障がないのかなと。ただ、これは増額を伴うような改定ということになりますと、当然その補正予算が可決されなければ支払い、支出をする基本がございませぬので、財源がございませぬので、もとがございませぬので、それは支出できなくなるというようなこともあろうかと思いますが、現行の形で特に私どもは問題ないというふうに考えます。

○丸山わき子君

だから、その減額補正だったら問題ないのかというのは、そうじゃないと思います。やはりこれは、順序を追ってやるべきであって、第1号と第7号が同日に上程されること自体がおかしいわけなんです。おかしいですよ。これは否決されちゃったらどうなるんですか。否決されてしまったら、この議案第7号というのは、さらに修正をしなければならなくなってくるんですよ。そういう点では、やはりもう少し厳密な対応が必要になってくると。ぜひ、これは検討いただきたいというふうに思います。

次に、農業振興費、33ページですね。これは、先ほど来の質問にもございました。私も学校給食では、八街でとれた小麦を使ったパン給食をぜひ実施してほしいと、以前にもこうした問題を取り上げてきたところでありまして、大変これは画期的な対応であるということで、評価したいというふうに思います。

若干質問させていただきますのは、報償費につきまして、八街産ユメシホウによるパンの学校給食供給連絡協議会委員謝礼というふうにあります。この協議会というものは、どういった方々で作られているものなのか。それから、今後どのくらいの期間、こうした協議会が持たれていくのか、お伺いしたいと思います。

○経済環境部長（中村治幸君）

この八街産ユメシホウによるパンの学校給食供給連絡協議会、このメンバーについて、まず申し上げたいと思いますが、1番目として財団法人千葉県学校給食会。それから、2番目といたしまして、千葉県印旛農業事務所。それから、3番目としてユメシホウの生産者であります農事組合法人八街。それから、4番目でこれは製粉業者であります白鳥製粉株式会社。5番目がパンの業者でございます有限会社上野屋本店。それから、同じくパンの業者でございます高須賀製菓有限会社。それから、7番目といたしまして、経済環境部の農政課。それから8番目が市の教育委員会の学校給食センターということで、8団体で構成しております。なお、この報償費の支出につきましては、外部であります農事生産組合法人八街、それから白鳥製粉、上野屋本店、高須賀製菓の4名の方にお支払いする予定でございます。今後、4名の方で3回の会合を予定しております。

○丸山わき子君

実際に来年の2学期以降から活用できるような方向だという先ほども説明があったわけですが、この開発業務に関しては、どこに実際に出すのか。その辺についてはどうでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

失礼いたしました。まず、これにつきましては、3カ所でございます。製粉業者であります白鳥製粉株式会社。それから、パンの業者であります上野屋本店。それから高須賀製菓、この3業者に粉の配合、それからパンを給食用に開発をお願いするという3業者でございます。

○丸山わき子君

先ほども答弁ございました。千葉県下でも八街の小麦が利用されるような、そういう取り組みをしていきたいという、そういった大変将来を見据えた取り組みであるというようなことで、大変心強く感じたところでございます。今後も八街の野菜を大いに活用した商品開発、加工品等をどんどんと取り組んでいただきたい。このことを申し上げる次第であります。

次に、3番目にお伺いいたしますのは、債務負担行為についてであります。この補正では施設管理、清掃、警備17件、それから賃借、保守14件ということで、合計22件の2億4千600万円が債務負担行為の補正となっております。大変多額な予算の債務負担行為となってくるわけで、慎重な対応を求めるものであります。

そこで、お伺いいたしますのは、業務委託の積算に関わりまして、特に清掃業務委託に関し、市独自の積算の要綱はあるのかどうか。その辺についてお伺いいたします。

○財政課長（吉田一郎君）

お答えいたします。清掃にあたりましては、市の方では積算しておりません。入札案件の場合には、業者の見積もりに基づき3社から見積もりを徴しまして、その平均額を要求額としていただいております。

また、随意契約の場合には、2社から見積もりを徴し、そのうち安価な見積額を要求額とするよう積算基準として示してございます。

○丸山わき子君

それでは、やはり業者言いなりであるというふうに思います。八街市の大切な財源ですから、それが効率的にきちんと活用されるようにしていかなければならない。そのためには、きちんと市独自の積算の要綱を設けていく必要があるのではないかというふうに思うわけなんです。その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○財政課長（吉田一郎君）

専門的なことがございますので、そういう点からして、積算基準で示したと思っております。

○丸山わき子君

業者言いなりの内容ではだめなんです。やはりこれは清掃を委託する場所ごとの面積であるとか、どれだけの人員が必要であるんだとか、どのような作業内容なんだとかということで、適切な執行を図るために、そういった委託料の積算の要綱を八街市が積極的に作っていくべきであるというふうに思います。これは、各自治体では、こういった要項をきちんと設け、適正な予算執行がなされるような取り組みが、既にあちこち始まっています。ぜひ、八街でも、こうした無駄な税金を使うということのないように、適正な執行を求めるものがあります。ぜひ、これについて検討いただきたいと思います。

それと、2点目に公正な入札について伺います。これは、私は一貫してこの間の庁舎の清掃業務、あるいは中央公民館、図書館、老人福祉センター、スポーツプラザ、これは同一の業者が8年以上にもわたって落札していると。それから、駅自由通路はNTTファシリティーズが、この長期にわたってやはり落札していると。この間もこういった実態はおかしいよということを指摘してまいりましたが、いや、これは普通にあってもおかしくないんだという答弁が繰り返されてまいりました。何ら疑問を持たないまま、これをずるずるとやっていくということは、大変問題であるというふうに思いますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○財政課長（吉田一郎君）

これにつきましても、多年にわたる業者がというお話ですけれども、競争入札、随意契約、その結果でありますので、市としては、その結果として契約するというところでございます。

○丸山わき子君

その入札は形骸化されちゃっているんじゃないですか。毎回、毎回、同じ業者が落札するなんていうのは、誰が見たって、これはおかしいなと。市民の目から見てもおかしいなと。それが普通の見方ですよ。なぜ、同じ業者に落ちるのか、落札するのか。それも長期にわたっているわけですね。これは改善をしていかなければならないんじゃないかなというふうに思います。本当に入札の公平性、透明性が求められている事案であるというふうに思います。その辺については、いま一度伺いたしますが、市長はどんなふうにお考えでしょうか。

○市長（北村新司君）

私といたしましては、公正な入札が行われていると思っているところでございます。

○丸山わき子君

やはりこれは、公正だという市長の感覚も私は鈍っていると思います。厳しい市財政のもとで、こうした状況を放置していいのかというふうに思うわけですね。市民にはお金がないよと、我慢していただきますよということをしきりに説明されるわけなんですけれども、入札の競争性や、あるいは公平性、透明性、こういうことをきちんとして、財源の確保をしていく必要があるんじゃないのというふうに私は思います。私は、入札の結果がこうだったから仕方がないんだというのであれば、これはもう業者の言いなりになった行政であると言わざるを得ないと。きちんと競争性があり、公平性があり、透明性がある、そうした入札制度とするために、ぜひ、検討いただきたい、このように申し上げておきます。

次に、議案8号についてであります。これは、国民健康保険特別会計の補正予算であります。保険給付についてであります。

今回の保険給付費増の原因、これについて、どのように分析されているのか、お伺いいたします。

○市民部参事(事) 国保年金課長(石毛 勝君)

今回、6億7千万円という高額な補正をお願いしているところでございまして、医療の給付費につきましては、新年度予算において前年の10月、もしくは11月ベースの医療給付費、これをもとにしまして、過去数年の伸び率等を含めまして、当初予算をお願いしているところでございます。しかしながら、実態といたしまして、22年度の決算と21年度を比較しましても、医療費が6.6パーセントほど上昇しています。現在のところ、今回の補正をお願いした中での23年度決算見込みと22年度を比較しましても、5.7パーセントほど上昇ということで、これの原因ということで、毎年、私どもでその原因究明をしなければいけないところでございます。今、私どもの方で分析等を行っている中で、ここ数年、やはり60歳以上の方の被保険者の増が顕著に見えております。20年度から21年度のベースでいきまして、60歳以上、74歳までの国保加入者の伸び率が3.8パーセント伸びている。また、21年度から22年度のところでいきますと、5.7パーセントの伸びということで、また、23年度におきましても、現在のところやはり同じくらいの上昇で、60歳以上の方が、国保に加入される方がどんどん増えてきているという中で、医療費も見ますと当然のごとく60歳以上の方の医療給付費が顕著に増えております。こういうところから申し上げましても、何度か一般質問等でもお答えをしているところでございますが、やはり会社勤めをされている中ではお忙しい中で、なかなか医療機関にもかかれぬ、体調が悪くても我慢して仕事をしているというような状況も見えらると思います。それが、退職をされてから時間も増えまして、将来的な自分の余生をいかに健康にということで病院に通われて、そこで病気が発覚するという方も多数いらっしゃるというふうに推定されるところでございまして、こういったところからも当然のごとく医療費が増えていく。それと、あわせまして2年に一度、国の方で診療報酬の改定をしてございます。これが毎年と申しますか、2年に一度でございますけれども、顕著に2年ごとに医療費にかさんでいるパーセンテージが増えてい

るというのが実態でございます。こういうものを踏まえまして、もちろん私どもは予算をきちっと立てなければいけないところでございますが、受診の件数、こういうものを見ますと、ほぼ横ばいの件数ではございますが、金額だけ増えているというようなデータもございます。こういうものを細かく今後も分析しまして、対応していかなければいけないというふうに考えております。

○丸山わき子君

市民の皆さんが病気にかかると、それに対して、この医療給付費は払わなければならないもので、担当課にしてみたら大変苦しい状況にあらうかと思いますが、しかしながら、この市民の病気に対する分析をもっとしていく必要があるんじゃないかなと。この分析の中で何に力を入れたら病気にならないで済むのか。そういった徹底した取り組みが必要ではないかと。次の対策のところにも入っていくわけですけれども、まさに早期発見、早期治療の対策。そのためには、一定の人員を配置して、八街市の市民の皆さんがどういう傾向で病気にかかっているのか。どのような時点で病院にかかっているのか。そういった分析を大いにして、早期発見、早期治療の対策を始めていく。こういった取り組みがない限りは、医療費がどんどん増大してってしまうのではないかなというふうに思うわけです。これは、ぜひとも23年度は、こうした点での早期発見、早期治療の取り組みをぜひしていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○市民部参事(事) 国保年金課長(石毛 勝君)

丸山議員さんがおっしゃるとおりでございます。他県で先進的にこの医療費の抑制、これに動いている広島県等はかなり積極的にやっております。これはやはり県の国保連合会とも手を組みまして、また、県もあわせて協力する体制で動いております。よくお話が出ますのは、ジェネリック等の差額通知も、もちろん医療費の抑制に直接つながる問題でございます。そのほかには、当然レセプトを点検していくわけでございますから、その中から頻回受診、また、この医療が、この患者さんが月に十数回も行かれているような方は、それをピックアップして直接的なお話をするというようなことも必要になってくると。これにはやはり私ども一般事務職ではなくて、当然、専門的な医療に関わる保健師さんですとか、そういう方の力をいただかないといけないというふうに考えておりますので、今後、当然そういう時期に来てございます。遅いかもしれませんが、そういうところを検討していかなければいけないというふうに考えております。

○丸山わき子君

ジェネリックとか、レセプトの分析とかだけではなくて、やはり今生活習慣病が八街市民にとってどれだけ深刻な状況になっているのかとか、あるいは糖尿病がどれだけの方々が罹患しているのかとか、そういう分析も必要なんです。そのために、では糖尿病をなくしていくための早期治療をどういうふうに取り組んだらいいのか。これは、市ぐるみの取り組みがありますね。そういった取り組みに積極的に取り組んでいただく必要がある。単なるレセプトの分析だけではだめです、これ。やはり、私は早期発見、早期治療というのは

+

そういう意味での八街市民の病気がどういう傾向にあるのか。がんの発生率が高いのか。あるいは循環器系が高いのか。あるいは内臓系が高いのか。そういう分析の中で八街市が今何をやったら早期発見、早期治療の対策がとれるのか。そういう点での、ぜひ力を発揮していただきたいということを申し上げているところであります。

時間がございませんので、次に今年度の国保運営の見通しについてお伺いするものであります。今年度の国保税の収納率、これはどのくらいになりそうなのか、お伺いしたいと思います。

○市民部参事（事）国保年金課長（石毛 勝君）

現在のところ、11月末のデータに基づきまして、昨年度、一昨年度の伸び率、また、収納状況等を加味いたしまして、概ね私ども数年前から目標としています80パーセント、これは超えていくというように推計が出ているところでございます。

○丸山わき子君

23年度の資料は最終的な報告はできませんので、22年度の国保加入世帯の状況を見ますと、資格証明書発行が314件、短期保険証が2千318件、滞留が712件ということで、合計3千344件、加入世帯の約4分の1の世帯が正規の保険証を手にしておりません。こうしたもとの、差し押さえ件数525件、習志野市に次いで県下2番目に、この差し押さえが多いわけですね。今、収納率80パーセントになったというふうに報告いただきましたけれども、国保運営の抜本的改善がされたとは思えないと、私は思います。そういう点で市民の皆さんの本当に命、健康を守る国保にしていくためのそういう対策が必要ではないかというふうに思うわけですが、そういった点での対応、検討はされているのかどうか。その辺についてお伺いしたいと思います。

○市民部参事（事）国保年金課長（石毛 勝君）

収納率だけが、もちろん私どもは頭に置いているわけではございませんで、当然のごとく国保の加入者の皆様方が平等で、当然受けられる権利については、きちっと受けられる状況を作るんだということで、それには、まず財源を確保しなければいけないということで、収納額を何とか確保をしていかなければいけないということで、納税課を中心に進んできているところでございますが、当然、今の現状、まず八街市の国保の現状については、国保加入者皆さんが知っているのかという疑問にもなるところでございまして、こういったところをきちっとつまびらかにしまして、八街の現状がこういう状況で、なおかつ皆さんの状況もこういう方が多くいらっしゃるんですということも踏まえて、すべての国保の健全化に向けて働きかけていかなければいけないというふうに考えております。

○丸山わき子君

この国保運営の1つには、まず払える国保税でなければならないということだと思わすね。この間、払うことが公平であるということが執行側から説明いただいているわけですが、払えない国保税を市民に払いなさいよと、幾ら言っても払えないと。払えないくらい高く引き上げてしまっているわけですね。そういう点では、払える国保税にするための手

だてが必要であると。初めてそれぞれの資産であるとか、支払う能力に応じて、きちんと国保税が賦課されているのであれば払えると思いますよ。払えないものを、どうぞ払ってくださいと言っているから払えない状況があると思うんです。そういう点では、国保税のあり方をぜひ検討すべきである、このように思います。

それから、3番目の軽減対策についてお伺いいたします。これは、医療費の軽減であります。国民健康保険法44条による一部負担金減免制度の実施状況、これについては、八街市は全く対応されておりません。八街市は生活保護基準を目安にした基準を設けているわけですから、当然、市民が活用されて当然ではないかというふうに思いますが、なぜ、この活用できないような状況になっているのか。その辺について1点お伺いいたします。

○市民部参事（事）国保年金課長（石毛 勝君）

これは、私どものPR不足だというふうに、前からそういうお話をいただいているところでございますが、当然のごとく皆さん権利のあるものでございますので、窓口等での相談の中では、きちっとご説明もさせていただいています。これからも広く活用できる状況を作っていかなければいけないというふうに考えております。

○丸山わき子君

ぜひとも、これはまだまだこの制度を知らない市民の方は大勢いらっしゃるわけですから、国保に加入している市民の方々が誰もが理解できるような、わかりやすい文章でPRを進めていただきたい。このことを申し上げまして、私の質問を終わりにいたします。

○議長（鯨井眞佐子君）

以上で、丸山わき子議員の質疑を終了します。

これで、通告による質疑はすべて終了しました。

ただいま議題となっております議案第2号から議案第12号及び請願第23-4号を配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託します。

議案付託表に誤りがあった場合は、議長が処理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

ご異議なしと認めます。

なお、議案付託表により、各常任委員会の開催日の通知といたします。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日、10日から20日までの11日間を各常任委員会の開催及び議事都合のため休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

ご異議なしと認めます。

12月10日から20日までの11日間、休会することに決定しました。

+

本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議はこれで終了します。

21日は午前10時から本会議を開き、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。

議員の皆様申し上げます。

議会運営委員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 1時49分)

+

+

+

○本日の会議に付した事件

1. 議案第2号から議案第12号
請願第23-4号
質疑、委員会付託
2. 休会の件

.....
議案第2号 八街市在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当支給条例の制定につ
いて

議案第3号 指定管理者の指定について

議案第4号 字の区域及び名称の変更について

議案第5号 市道路線の変更について

議案第6号 市道路線の認定について

議案第7号 平成23年度八街市一般会計補正予算について

議案第8号 平成23年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第9号 平成23年度八街市介護保険特別会計補正予算について

議案第10号 平成23年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算について

議案第11号 平成23年度八街市下水道事業特別会計補正予算について

議案第12号 平成23年度八街市水道事業会計補正予算について

請願第23-4号 学校図書館の充実を求める請願

+